

日本の女性の就業率は年々上昇しているが、既婚女性の就業率も年々上昇している。図1は片働き世帯（夫が雇用者、妻が無業者）と共働き世帯（夫・妻ともに雇用者）の推移を表している。1997年以降、「共働き世帯」数が「片働き世帯」数を超え、2013年では「共働き世帯」数は1065万世帯、「片働き世帯」数が745万世帯と、共働き世帯が片働き世帯の1.4倍にまで増加している。既婚女性の就業が増加している理由は多々あるが、女性の高学歴化や夫の所得の不安定化、ワーク・ライフ・バランス施策の

既婚女性の就業と所得格差

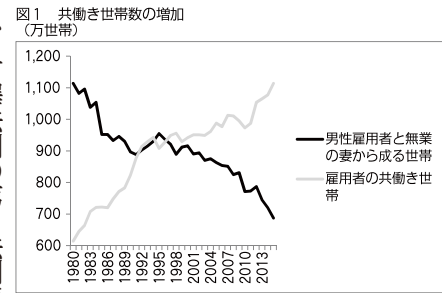


図1 共働き世帯数の増加 (万世帯)
(出所) 総務省「労働力調査特別調査」「労働力調査」より筆者作成

有業率の上昇 格差縮小に

得の合計で見れば、所得格差が縮小する可能性がある。しかしながら、ダグラスII有澤の第2法則が成立していないとするならば、夫妻所得で見たときの所得

格差はさらに拡大することになる。
実際にダグラスII有澤の第2法則は崩れているのだろうか。図2は夫の所得階別にみた妻の有業率の1982年から2012年までの変化を見たものである。1997年以降、高所得層の夫の妻の有業率が高くなっており、その傾向は年々強くなっていることがわかる。日本においてダグラスII有澤の第2法則が弱まっていることが示唆される。
では既婚女性の、特に高所得層の妻の有業率が上昇していることは、夫妻所得の格差につながっているのだろうか。筆者らが「消費生活に関するパネル調査(1994～2013年調査)」（公益財団法人家計経済研究所）を用いた分析では、2000年代初頭までは妻の稼得所得は夫妻所得の格差拡大に、2008年以降は格差縮小に働いていることが明らかとなった。また夫が30代の世帯では、妻の所得は夫妻の所得格差拡大に作用しているが、夫が40代の世帯では、妻の所得は夫妻の所得格差縮小に作用していることも示された。背景には夫の所得が高い層の妻の有業率が上昇している一方で、低い層の妻の有業率も上昇しており、

普及などが考えられる。
このような既婚女性の働き方の変化は、夫婦でみたときの世帯所得にも影響を与えると考えられる。これまで既婚女性の就業と夫の所得との間には負の相関が観察されており、この関係はダグラスII有澤の第2法則と呼ばれている。ダグラ



名古屋市立大学大学院
経済学研究科教授
森田 陽子

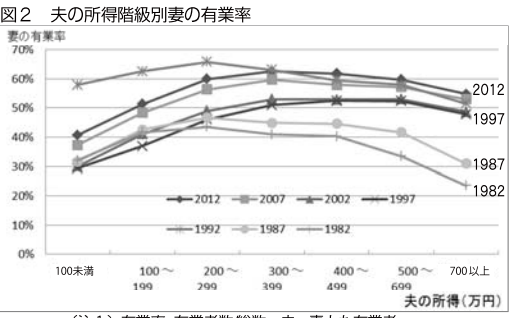


図2 夫の所得階級別妻の有業率
(注1) 有業率=有業者数/総数、夫、妻とも有業者から家族従業者除く(1992年は含む)
(注2) 1997年は世帯単位
(出所) 総務省統計局「就業構造基本調査」より筆者作成

(参考文献) 坂本和靖・森田陽子(2017)「妻の所得が夫妻所得の格差に与える影響に関する分析：妻の就業、就業履歴と所得格差」『国際公共政策研究』第22号、37～48頁

もりた・ようこ 社会保障、労働経済学。一橋大学大学院経済学研究科博士後期課程修了。博士(経済学)。1969年生まれ。

